

盛岡市中央卸売市場財政調整基金条例について

平成17年2月18日
産業部中央卸売市場

1 制定の経緯

盛岡市中央卸売市場跡地利用計画に基づき、跡地の有効活用及び売却益を中央卸売市場事業会計の財源に充当するため、現在、跡地の一部について公募を実施し、売却に向けて取り進めていることから、売却益の有効活用を図るため基金を設置するものである。

2 制定の内容

(1) 設置趣旨

盛岡市中央卸売市場費特別会計の健全な財政運営に要する経費の財源に充てるため、中央卸売市場財政調整基金を設置する。

(2) 積立てについて

基金として積み立てる額は、中央卸売市場費特別会計歳入歳出予算で定める。

(3) 基金の管理について

基金に属する現金は、金融機関への預金又は有価証券により管理する。

(4) 運用益金の処理について

基金の運用益金は、基金に編入するものとする。

(5) 繰替運用について

財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

3 施行期日 平成17年4月1日

4 基金の財源

市場跡地売却益を基金の財源とする。